

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に従い質問いたします。

初めに、学童保育の拡充について質問いたします。

六郷地区のわくわく児童クラブは、待機児童が出ており、お母さんたちから、今すぐにも利用できるようにしてほしいという切実な声が出されています。町もこれまで学童保育の充実を図ってきていますが、わくわく児童クラブは低学年で既に定員いっぱいの状態です。これから長期休みも入ります。子供たちが安心安全に放課後を過ごせるよう、そして保護者が安心して働けるよう、早急な対策が求められていると思いますが、現状と改善策について伺います。

少子化とはいえ、現在の社会状況等から見ても、学童保育の利用は今後ますますふえていくと考えられます。施設の拡充等が必要と思いますが、今後の対策について伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） 初めに、さきの深澤議員に対する町長答弁とかなりの部分で重複することをお断り申し上げます。

六郷地区児童クラブの現状及び千畑地区、仙南地区の児童クラブの現状につきましては、さきに深澤議員に対して町長がお答え申し上げましたように、既に3施設とも定員の40名に達しており、六郷地区児童クラブについては待機児童4名が発生しており、検討を要すべき状況と認識しているところであります。

次年度、六郷地区は現在の場所から六郷小学校での運用となりますことから、若干の増加には対応できる予定です。あわせて入所規定のさらなる見直しをするなど、より現状に即した対応をまいります。

今後、児童数の減少や入所希望者の増減を見つつ、基本的には現有施設を生かした運用に努めてまいり所存です。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 先ほどの町長答弁でもありましたので、それと関連しながらの質問にな

ると思いますけれども、1つ、町長答弁では学友館に「えほんのへや」があるのでということでしたけれども、そこを今、緊急に申し込んだ方がすぐ利用できるのかどうかということですね。それから、六郷小学校で来年度行うということですが、若干の増加はできると思いますけれども、教室も40人定員とすれば結構いっぱいだと思います。そういう中で、これからいろいろ中身を見直していくことだとは思いますが、定員40名をやっぱり私は、当局もそうおっしゃっているんだと思いますけれども、実態に即して見直して、やっぱり待機させないで即受け入れていくという、そういうことがこれからは求められていると思いますので、そういう点がしっかりと改善されるのか、即対応できるのかという点を重ねてお願いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（後松順之助君） ただいまの再質問、3点ほどあったやに記憶しておりますが、お答えさせていただきます。

1つは、学友館のいわゆるキッズスペースであります、「えほんのへや」でありますけれども、お答えいたします前に、ここが緊急避難の場所では決してないということで、あくまでも一般の図書館の利用者としてご利用いただくと。したがって、申し込んだりということは一切必要がございません。町長の答弁にもありましたように、そこには出張所の機能もありますし、それから図書館の機能もございますので、当該職員が配置されておりますので、その方々が意識して、利用している子供たちの様子を見守ってくれると、それは可能であるというような認識でございます。

2つ目の、次年度開設の六郷小学校のスペースであります、部屋はもう既につくっております。定員がオーバーすることを見越しながら、昨年度中に普通教室よりはやや広目なところ、それから、今、学校の要望に従ってそこを多目的に使わせているわけではありますが、それをまた戻していただいて仕切り等を取り払う、あるいはロッカーの位置を変えるなどすると十分なスペースが、十分とはちょっと言いがたいかもしれませんが、これまでのスペースよりは確保できると考えてございます。

それから、3つ目の、待機させないということについてであります、これは軽々に申し上げるべきものではございませんけれども、親御さんの子育てに関するお考え、それから当局が、私たちがご支援申し上げられる範囲、程度、そうしたことを勘案しながら、これも深澤議員への私の再答弁になりますけれども、基本はやはり家庭、親子の関係にあるということは、私たち行政といえども立ち入ることはできない。しかし、どうにも困っている場合にはやっぱり見過ごすこ

ともできないという、そういったところで、深入りできないけれども見過ごしもできないというあたりが、私ども、今大いに検討を要しているところであります。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）9番泉 美和子君の再々質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） もう1点、ちょっと確認ですけれども、済みません、先ほどの学友館利用の件ですけれども、そうすれば、待機児童は今のところ出ている状態だけれども、申し込んだ方々にはこういう方法がありますよということをお知らせをして、利用していただくと。それで、来年度にならないときっちりとした学童保育を利用することはできないのだと、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（後松順之助君） 白か黒かというようなことはなるべく避けたいわけでありましてけれども、現状40人の定員のところに40人収容しておりますので、数的にもこれは無理というものではないかなと思います。その打開策として、暫定的であります、町長が申しあげましたような方法がありますよと、相談していただきたいと、こういうことであります。しかも旧千畑地区、旧仙南地区にも同じように子供たちが、あるいは一般の方々が自由にご利用願えるスペースを用意してございますので、そういう形のご利用を願う、こういうことであります。

○議長（高橋 猛君） それでは次の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 生活保護基準の引き下げの影響について伺います。

政府は、ことし8月から3年間で最高で10%の生活保護基準の引き下げを決定しました。保護基準は、憲法25条の国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する物差しです。保護基準の引き下げは、保護受給者だけでなく、各種制度に大きな影響を与え、国民生活全体を悪化させるものです。

この10年余りで給与所得は著しく落ち込み、年金や雇用保険、失業給付の引き下げなど社会保障が縮小され、貧困が社会的な問題としてクローズアップされる中で、唯一のナショナルミニマムである生活保護費が引き下げられることは重大です。引き下げに連動してさまざまな基準が見直されることによって、これまで受けていた負担軽減措置の対象から外れたりするなど、低所得者層の生活が大変になるものであり、町として住民の暮らしを守るため対策をとるべきだと考えるものです。

そこで、伺います。低所得者層が結果として負担増となる可能性のある制度は、具体的にどの

ようなものがあるのでしょうか。また、国保税など税の減免の基準引き下げや就学援助などの制度の利用制限に連動させないようにするべきだと考えるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員も既にご理解のとおり、今回の改正は、生活保護のうちの生活扶助部分で本年8月から3年程度かけて段階的に実施する予定にあると伺っております。その見直しに伴い直接影響が生じる可能性がある制度として国が発表している内容を踏まえ、同じ考え方で町が実施している事業等について調べましたところ、影響が生ずる可能性がある事業等が25項目ございました。具体的には、がん検診費用の自己負担額、日常生活用具給付事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などなどです。

なお、生活保護基準の見直しに関連して、個人住民税の非課税限度額や非課税限度額を参照する制度への影響も考えられますが、個人住民税の非課税限度額については、平成26年度以降の税制改正の議論の中で検討されることとされておりますので、現在のところ町民への影響は不明です。

次に、税の減免や就学援助などの制度の利用制限に連動させないことへの見解ですが、今回の生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響に対する政府の基本方針は、これも議員ご存じかと存じますが、できる限りその影響が及ばないように、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を踏まえて対応するとのことであり、また、地方単独事業については、国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断してもらおうとしておりますので、本町においても、政府の基本方針を踏まえつつ、公平性や実効性を考慮しながら検討してまいりたいと存じます。

なお、税の減免については、地方税法、町条例により減免措置が行われておりますが、減免の判定には生活保護法による保護の基準及び保護の実施要領並びに実施要綱を用いて行っております。その際、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者を判定するに当たっては、租税の公平性や客観性を担保する観点から、引き続き生活保護基準で判定することが適切と考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 基準引き下げに連動するものの一つの中で、税は今答弁ありましたけれども、就学援助の問題がすごく大きいと思うんですが、準要保護に対する問題ですね。とりわけ、本当に子供たちの教育といたしますか、そういうことに直接影響することだと思いますので、国で決まってしまったことではありますけれども、ぜひそういう準要保護に対する基準の引き下げで利用者が利用できなくなると、そういうことのないようにぜひしていただきたいと思うんですが、その点をお伺いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

差し当たり平成25年度については、対応には変更ございません。

それから、なお、生活保護基準の基準生活費の額及び生活扶助の額の合計額を年額に換算し、1.3を乗じて得た額を基準としておりますことにご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは次の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 最後に、国保税の負担軽減について伺います。

今定例会に国保税の値上げが提案されました。まず初めに、その論拠を伺います。

現在の経済状況を見れば、町民の暮らしは大変になっています。物価は上がるけれども賃金は上がらず、年金も引き下げられるなど、国保加入者の生活は苦しくなる一方です。国保財政の健全化、これはもちろんわかるものですが、こういうもとでの税負担増は暮らしに大きな影響を与えることははっきりとしています。これまでも何度も求めてまいりましたけれども、そして今回、町が法定外繰り入れを行っておりますけれども、こういう経済状況のときだからこそ、一般会計からの繰り入れをふやすなど、あらゆる財源を活用し、住民負担軽減を図るべきだと考えるものです。町長の見解をお伺いいたします。

高い国保税の問題は町の国保事業運営安定化計画でも述べられていますが、高齢者や無職者など低所得者が加入するなど構造的な問題を抱えていますが、住民の負担能力は限界です。これまでも要求してきているわけですが、国庫負担の増額を国に求めていくべきだと考えます。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本町における国民健康保険の状況ですが、被保険者数及び被保険世帯数は依然減少し続

けている一方、医療費については、平成21年度から約1億1,000万円増加しており、1人当たりの医療費が増加傾向にあります。こうした状況にある中、国民健康保険の被保険者は高齢世帯などが多く、負担額を意識してできる限り税率を据え置くよう、基金を取り崩すなどして運営を維持してきておりますが、その結果、基金は今年度末には100万円ほどになる状況です。

議員もご承知のとおり、国民健康保険は、国民健康保険法第10条の規定に基づき特別会計を設け、歳入歳出に係る経理を行っております。具体的には、受益と公平の原則により、特定歳入である保険税や補助金等をもって保険給付などの特定歳出に充てる仕組みですが、こうした原則を踏まえながら、歳出規模を見きわめ、歳入は基金繰入金額並びに24年度からの繰越金額を見据え平成24年度と同率の税率での保険税収入を見通しますと、当初予算で確保した一般会計からの繰入金を入れて、なお、歳出で確実に1,700万円ほどの不足が生じてしまいます。このような状況を踏まえ、慎重に議論して、国保税の税率改正を提案し、今定例会に補正予算案を計上しているところです。

次に、歳入における一般会計からの繰り入れについては、これまで、国民健康保険法第72条の3の規定により、保険税軽減分など認められる内容についてルールにのっとって行ってきました。しかしながら、今年度については、これまでのルールに加え、一般会計からの繰入金としてご理解いただける内容として、医療費給付以外である高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の収支差額部分に充当する内容で、別途の繰入金として4,000万円を繰り入れることといたしました。

当然のことですが、被保険者の負担が大変であるとの理由のみで、納得できる内容なく不足額を一般会計から繰り入れることは、納税者全体から理解が得られないことと存じます。どうかご理解をお願いいたします。

なお、こうした取り組みを行うに当たり、特定健診や人間ドック助成の充実、セルフメディケーションの取り組みなどを具体的内容とした美郷町国民健康保険事業運営安定化計画をことし5月に策定し、国民健康保険の運営安定化を図っていくこととしております。

また、低所得者等に対する7割、5割、2割の保険税負担の軽減制度については、周知を適切に図ってまいります。

最後に、国庫負担の増額を国に求めていくべきというご意見につきましては、昨年度は、7月11日、秋田県町村会として、医療保険制度の安定運営の確保について必要な財源を国費により措置するなど財政基盤を強化するよう、提案書を提出しております。本年度も同様の要望実施に向

けて、県庁総務課に要請してまいります。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり） 9番泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 税が大変だというだけで一般会計からの繰り入れは納税者の理解を得られないという、そういうご答弁だったと思います。これまでもその点は論議してきたところですので、どこまでも平行線だとは思いますが、大変なこういう暮らしのときに町が住民の負担軽減のために一般会計から繰り入れて税負担を抑えたというのは、全国的にはいろいろな自治体でやられていることで、国はそういうことをしないような方向に持っていこうとはしていますけれども、こういうときだからこそ、町がそういうことを行えば、私は住民の皆さんから喜ばれることは確かなのではないかなということを、そのことだけ申し上げまして終わります。

○議長（高橋 猛君） これで9番泉 美和子君の一般質問を終わります。